

えん罪

名張毒ぶどう酒事件の真実

とどけ！無実の叫び



名張毒ぶどう酒事件とはこんな事件です

1961年3月28日、三重県名張市葛尾の公民館において開かれた懇親会の席上に出されたぶどう酒を飲んだ女性5名が死亡、12名が重軽傷を負うという痛ましい事件が発生し、奥西勝さん（当時35歳）が、逮捕、起訴されました。

一審の津地方裁判所は、1964年12月23日、無罪判決を言い渡しましたが、名古屋高裁は、1969年9月10日、一転して死刑を宣告。1972年6月15日、最高裁第一小法廷の上告棄却により、死刑判決が確定しました。

奥西勝さんは、逮捕後54年にわたって無実を叫び続けましたが、2015年10月4日に八王子医療刑務所で無念の獄死を遂げました。89歳でした。奥西勝さんの死後、妹の岡美代子さん（89）が名古屋高裁に対して再審（第10次）を申し立てています。

裁判所は真剣に
審理して下さい！

2017年12月8日、名古屋高裁刑事第1部の山口裁判長は、確定死刑判決が正しいと一方的に決めつけ審理を一切行わずに請求を棄却し、異議審を審理する名古屋高裁刑事第2部も同様の姿勢です。再審申立から3年半あまりが経とうとしています。審理方針を決める進行協議を一度も開かず、弁護団は裁判官の顔すら見たことがない状況です。この異常な裁判所に対し、弁護団は、二度にわたって裁判官の忌避申立を行い、裁判所の姿勢に抗議し、実質的な審理を行うことを求めています。私たちは、再審制度が理念とする「無辜の救済」の役割を完全に放棄して居直る裁判所をこのまま許すわけにはいきません。即刻真剣な審理を行い、一刻も早く再審を開始し、再審無罪とすることを求めます。

事件発生から58年が経過したこの事件で、検察官は未だに多くの無罪証拠を隠し続けています。その中にはぶどう酒を受け取った人や奥西勝さんと一緒に公民館に行った人など、奥西勝さんの犯行機会に関わる事件関係者の初期段階での供述が多くあります。また、事件現場の指紋なども一切提出されていません。

これまで多くの事件で再審無罪が実現し、その中には4件の死刑事件もありましたが、これら事件の決定的な新証拠の多くは検察官が隠していた証拠の中にありました。無辜（無実の人）の救済を果たすべき再審審理でこうした証拠が隠されているのは問題です。裁判所には証拠の開示命令を、そして検察官に対しては自ら開示することを強く求めています。

証拠を隠さないで
開示して下さい！

名張毒ぶどう酒事件の再審・無罪を勝ち取り、奥西勝さんの名誉を回復させる全国の会
連絡先：国民救援会愛知県本部 名古屋市中区大須 4-10-26-401 TEL：052-684-5825

奥西勝さんは無実です！



無実の根拠 ①

「検察官の並々ならぬ努力」で犯人に

この事件では、毒物混入機会が大きな争点となりました。ぶどう酒が置かれていた懇親会会長の自宅は、事件当日の午後4時頃から約1時間無人であり、4時前にぶどう酒が届けられていたら不特定多数の犯人の可能性がります。ぶどう酒を買って届けた人、売った人など、多くの事件関係者が事件直後は2時から3時頃としていましたが、3週間ほどすると一斉に午後5時頃に変更されました。無罪判決を下した一審の裁判官は、こうした供述変更を「検察官の並々ならぬ努力の所産」と痛烈に批判しています。



無実の根拠 ②

不正鑑定で一審「無罪」から二審「死刑」へ

死刑判決の最大の根拠になったのは、王冠の歯形鑑定でした。現場から発見された王冠のキズが、勝さんの歯形と一致するという鑑定でした。ところが、この鑑定写真は、2倍に拡大されていて、あたかもキズが一致するように見せかけた不正写真でした。弁護団は三次元測定を行った結果、まったく一致しないという鑑定も提出。死刑判決唯一の物証が崩されているのに、裁判所はまともに判断しようともしていません。



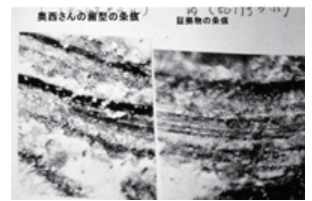
無実の根拠 ③

「自白」は信用できない

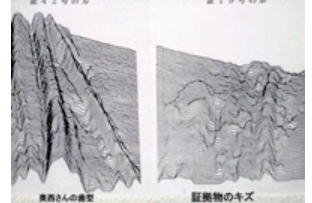
奥西さんの「自白」を裏付ける物証は何一つありません。名張川に捨てたとされる農薬のビンもかけらも見つかっていません。懇親会でぶどう酒が出されることが決まったのは当日。前日から準備していたという自白は奇妙です。公民館で農薬をいれる場面や状況について「一番はっきりしない点」という自白。新しい証拠が出るたびにつじつまを合わせ、二転三転としました。また、自白どおりの犯行準備が可能か実験したところ、不可能であることが明らかとなっています。

死刑判決の根拠となった証拠はねつ造だった

松倉鑑定書の条痕写真比較



土生鑑定による3次元測定結果



その他にも、死刑判決には

合理的な「疑い」

がいっぱい

のみ残りのぶどう酒からは、犯行に使われたとされる農薬ニッカリンTなら必ず含まれているはずの成分が検出されませんでした。農薬についての権威の学者が第7次再審において行った鑑定により、事件で使われた農薬は別のものであったことが判明しました。

凶器が違っていたのです。

また、名古屋高裁で審理中の第10次再審における新証拠は、ぶどう酒に装着されていた封かん紙に2種類の糊成分が付着していたことを示す「糊鑑定」です。何者かが封かん紙をいったんはがし、また貼り直していました。一体誰がそんなことをするのか。それは真犯人ではないでしょうか。奥西さん以外の犯行可能性がここにも示されています。さらに、奥西勝さんは毒物混入時に封かん紙を破ったとされており、「自白」とも決定的に矛盾します。

疑わしきは 被告人の 利益に

の判断により 再審開始を！